岩国市介護予防・通いの場づくり事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年４月１日

岩国市長　福　田　良　彦

岩国市介護予防・通いの場づくり事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高齢者が住みなれた地域で健やかに生きがいを持って暮らすことができる地域社会の構築に向けて、高齢者が介護予防や健康づくりの取組をすることができる通いの場（以下「通いの場」という。）を運営するボランティアグループ、団体等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、岩国市補助金等交付規則（平成18年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、高齢者等の介護予防を推進するために、地域において効果的かつ継続的な取組を行う市内のボランティアグループ、団体、法人又は市長が認めるものとする。

（補助対象事業）

第３条　補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件のすべてを満たす事業とする。

⑴　通いの場において、岩国市介護予防体操「岩国はつらつ体操」を実施すること。

⑵　補助対象者は、岩国市地域包括支援センターによる活動支援又は、市長が適当と認める研修を年１回以上受けること。

⑶　通いの場を月２回以上かつ１回の開催につき２時間以上開催すること。

⑷　通いの場を開催するグループの構成人数がおおむね５人以上であること。

⑸　通いの場の開催場所、開催日時等について、市長が岩国市ホームページ等により公表することに同意すること。

⑹　国、県、市その他公の機関による補助を受けていないこと。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、補助対象事業としない。

⑴　宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業

⑵　政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを目的とする事業

⑶　特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第３条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、又はこれに反することを目的とする事業

⑷　市の委託契約に基づき実施する事業

⑸　営利を目的とした事業

（補助対象経費及び補助金の額）

第４条　補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、第６条第１項の規定による交付決定の日以後に発生したものとし、別表の補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較していずれか低い方の額とする。た

だし、年度途中から交付決定した場合は、開始した月の翌月から起算した月割金額を補助基準額とする。

２　前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付申請に使用する書類は、次のとおりとする。

⑴　岩国市介護予防・通いの場づくり事業補助金交付申請書（様式第１号）

⑵　事業計画書

⑶　収支予算書

⑷　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第６条　市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、岩国市介護予防・通いの場づくり事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

３　市長は、交付金を交付しないことを決定したときは、岩国市介護予防・通いの場づくり事業補助金不交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（事業計画の変更）

第７条　事業の内容を変更しようとするときに必要な書類は次のとおりとする。

⑴　岩国市介護予防・通いの場づくり事業計画変更申請書（様式第４号）

⑵　事業変更計画書

⑶　変更収支予算書

⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の申請があった場合において、その内容を審査し、変更の内容が適当であると認めたときは、これを承認し、岩国市介護予防・通いの場づくり事業計画変更承認書（様式第５号）により通知するものとする。

（事業の中止）

第８条　交付決定事業者が、補助対象事業を中止するときに使用する書類は、岩国市介護予防・通いの場づくり事業中止届出書（様式第６号）とする。

（実績報告）

第９条　補助金の実績報告に必要な書類は次のとおりとする。

⑴　岩国市介護予防・通いの場づくり事業補助金実績報告書（様式第７号）

⑵　事業実績書

⑶　収支決算書

⑷　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条　市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、岩国市介護予防・通いの場づくり事業補助金確定通知書（様式第８号）により通知するものとする。

（その他）

第 11 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 28 年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際改正前の岩国市介護予防・通いの場づくり事業補助金交付要綱による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第４条関係）

年間開催回数	補助基準額	補助対象経費
25 回（月２回程度）	30,000 円	通いの場の運営に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費
40 回（週１回程度）	48,000 円	
80 回（週２回程度）	96,000 円	